

山口県報

平成22年
9月17日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)……………二

解除予定保安林 (宇部市) (森林整備課)……………三

保安林予定森林 (森林整備課)……………三

道路の区域の変更 (道路整備課)……………三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)……………四

土地改良区役員 (農村整備課)……………四

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報 (畜産振興課)……………五

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………五

選管告示

直接請求に必要な有権者の数……………六

企業管理規程……………六

山口県企業局事業所庁内管理規程の一部を改正する管理規程……………六

山口県告示第三百三十号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年九月十七日から同年十月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ
住 所 防府市鐘紡町四番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ
所在地 防府市鐘紡町四番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 (t/日)	工事着手年月日	工事完成年月日	
三三一八	九六	平成二〇、一一、一〇	平成二二、一一、一八	平成二二、一一、一九
備考 「三三一八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機をいう。				連続 二二時間 変動なし

山口県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地

平成二十二年九月十七日

山口県知事 二井 関 成

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値及び排出水の量	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
七	八・五	八・七	一一・七
		三	五
		三	三
		七・三五	一六・九五
		〇・二二	一・四一
		一一・八八四	一三・八〇四

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
ろ過施設	処理前	七	八・七
	処理後	〃	〃
		三	五
		七・三五	一六・九五
		〇・二二	一・四一
		一一・八八四	一三・八〇四

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
ろ過施設	コンクリート製	一五、〇〇〇	ろ過	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	通 常	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
三三―八	六・八	一〇	一五
	七・二	三	五
		一五	三〇
		〇・一	二・五
		四四〇	五〇〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

土地改良区の名称 認可年月日
宇部市車地北土地改良区 平成二二、九、九

山口県告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十二年九月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所
宇部市大字吉見字笹原四〇六の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため

山口県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十二年九月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市徳地柚木字田ノ向一八〇の二、字川上西平一二二七の三九、一二二七の七〇、字おも谷二二六六、一二六七の一、一二六七の三
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市徳地柚木字田ノ向一八〇の二・字おも谷二二六七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市徳地三谷字長畠一〇五五、字的場一〇五九、字休ノ元二二〇七
防府市大字鈴屋字西寺五三一、五三六の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市徳地三谷字的場一〇五九（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区 間 美祢市美東町綾木字宝神一六九の 四地先	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	最狭 六三・五	最狭 五五・二	最狭 六三・五			



(二九八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年十一月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年九月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 維新・人・夢浪漫

代表者の氏名 古谷 末廣

主たる事務所の所在地 萩市大字西田町四三番地

三 定款に記載された目的

維新の街萩市のお成り道沿道を中心とする地域において、沿道住民と一体となった観光事業活動を行うことにより、歴史教育に寄与するとともに、地域の活力を取り戻

すこと。

(二九九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年九月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名 宇部市車地北土地改良区

理事の名 金澤 生喜 住所 宇部市大字山中九七九

監事の名 内藤 恵一 住所 大字車地四二一

伊藤 繁美 住所 大字山中九八三

後藤 彦二 住所 九七八

後藤 光 住所 九七七

原田 和夫 住所 九七一

小川 信博 住所 大字荒瀬一〇八二七

松永 國男 住所 大字小野一〇八二七

松永 孝昭 住所 一〇七九七

吉富 誠 住所 大字車地六九

藤村 武昭 住所 八六

吉永 義久 住所 一六八

原田 明 住所 七八

入江 健二 住所 大字荒瀬五〇六八

山田美喜子 住所 大字山中九九九

大田平四郎 住所 大字車地四三の一

藤村 軍治 住所 大字山中一〇一〇

二 退任した役員

土地改良区の名 宇部市車地北土地改良区

理事の名 金澤 生喜 住所 宇部市大字山中九七九

監事の名 藤村 軍治 住所 大字山中一〇一〇

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
第一号 平三二二山口県 (全和黒一三二二九)	東平福 (全和黒一三二二九)		黒毛和種	平成一〇、 三、六	山口県二級 山口県農林総合技 術センター	二級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター
第二号	北乃勝関 (全和黒原四〇八五)			平成一一、 四、二九			
第三号	福美美 (全和黒原四六六三)			平成一五、 六、一		一級	
第四号	安系桜 (全和黒原四八〇六)			平成一六、 五、二八			

(三〇〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水
 産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。
 平成二十二年九月十七日
 山口県知事 二井 関 成

第一号	監 事	藤村 軍治	大字車地四二
第二号	伊藤 繁美	大字山中九八三	
第三号	後藤 彦二	九七八	
第四号	後藤 光	九七七	
第五号	原田 和夫	九七一	
第六号	小迫 保明	大字荒瀬一〇九三三	
第七号	松永 國男	大字小野一〇八二七	
第八号	松永 孝昭	一〇七九七	
第九号	吉富 誠	大字車地六九	
第十号	藤村 武昭	八六	
第十一号	吉永 義久	一六八	
第十二号	原田 明	七八	
第十三号	入江 健二	大字荒瀬五〇六八	
第十四号	山田美喜子	大字山中九九九	
第十五号	小川 信博	大字荒瀬一一一六	
第十六号	大田平四郎	大字車地四三の一	
第十七号	大字山中一〇一〇		

(三〇一) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
 関する工事の完了を次のとおり公告します。
 平成二十二年九月十七日
 山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称
 下松市桜町一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

第一七号	竜吉		三、五		山根和夫
第一六号	福金		平成二〇、 五、二二		多田一馬
第一五号	大吉		平成一三、 六、一五		山根和夫
第一四号	義花		平成一六、 三、一四		萩市見島 多田一馬
第一三号	秋幸	和 種	一〇、 二、九	級外	
第一二号	平成一、 七、三三 (全和〇八子山黒二二四六六四 七四三一)		平成一〇、 一、三		
第一一号	五月晴 (全和黒一四五四二)		八、一〇		
第一〇号	勝典平 (全和〇七子山黒二二三三四一 三九七二)		平成一九、 二、一四		
第九号	北青海 (全和黒原五一〇六)		一、一		
第八号	高北浦 (全和黒原五一〇五)		一〇、 一、六		
第七号	東茂晴 (全和黒一四三八一)		平成二八、 二、二一		
第六号	章湖二 (全和黒原五〇〇五)		平成二七、 二、七	一級	
第五号	武久丸 (全和黒原四八三一)		七、二七	二級	

大阪市北区梅田三丁目三番五号
大和ハウス工業株式会社



山口県選挙管理委員会告示第七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十二年九月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四条第一項 地方自治法第七十五条第一項 地方自治法第七十六条第一項	二四、二〇七 二六八、三八八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 二三八 熊毛郡選挙区 三八八 下関市選挙区 二〇七 宇部市選挙区 二〇七 山口市選挙区 二〇七 萩市選挙区 二〇七 防府市選挙区 二〇七 下松市選挙区 二〇七 岩国市選挙区 二〇七 光市選挙区 二〇七 柳井市選挙区 二〇七 美祢市選挙区 二〇七 周南市選挙区 二〇七 山陽小野田市選挙区 二〇七

平成二十二年九月十七日印刷

発行人所 山口県知事

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二六八、三八八
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	



山口県企業管理規程第十二号

山口県企業局事業所庁内管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年九月十七日

山口県公営企業管理者 児 玉 啓 一

山口県企業局事業所庁内管理規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局事業所庁内管理規程（昭和四十七年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 座込み又はそのためにする寝そべり若しくは泊り込みをすること。

附 則

この管理規程は、平成二十二年九月十七日から施行する。